令和 6 年 6 月 1 1 日 告 示 第 4 6 8 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和62年規則第45号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、原油価格・物価高騰による資材等の価格高騰への対応として、その影響を受けた市内の農業者に対し、営農の維持及び継続を支援するため、出荷用資材の作成及び購入に要した費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「出荷用資材」とは、次に掲げる資材のうち、表面に「草加」 又は同等の産地表示(以下「産地表示」という。)が印刷されたものをいう。
 - (1) 段ボール箱
 - (2) 鮮度保持袋
 - (3) 段ボール箱又は鮮度保持袋に貼付するシール
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた資材 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、10アール以上の農地につき耕作を営む農家であって、市税等の滞納が無いもの(納税猶予されている場合を除く。)。 (補助対象経費)
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、出荷用資 材の作成及び購入に要した費用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に対して国、他の地方公共団体その他の機関が実施する他の制度による補助金等(以下この項において「他の制度による補助金等」) の交付を受ける場合は、他の制度による補助金等により支給される金額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の交付金額)

第5条 補助金の交付金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額(当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)で、1農家1年度につき150,000円を限度とし、毎年度予算の範囲内において市長が定める額と

する。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を 市長に提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第7条 規則第8条の規定による通知は、草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金 交付決定・否決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(変更等の承認申請)

- 第8条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、 草加市農産物出荷用資材作成等支援事業変更等承認申請書(第3号様式)を市長に提出 しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、これを承認した ときは、草加市農産物出荷用資材作成等支援事業変更等承認通知書(第4号様式)によ り通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、資材購入後速 やかに、草加市農産物出荷用資材作成等支援事業実績報告書(第5号様式)を市長に提 出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付額確定通知書(第6号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市農産物出荷用資材作成等支援 事業補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市 農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付決定取消通知書(第8号様式)によるもの とする。

(関係書類の保管期間)

第13条 規則第19条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助金の交付決定に係る会計 年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(助成金の見直し)

第14条 補助金は、令和8年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付要綱の一部改正)

2 草加市ふるさと産業創造基金事業補助金交付要綱 (平成15年告示第225号)の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表 7 農産物出荷用資材作成等支援部門の表を削り、別表 8 草加せんべい販売促進部門の表を別表 7 草加せんべい販売促進部門の表とする。

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付申請書

 草加市長
 宛て

 塩
 所

 申請者
 氏名

 電話・FAX

 (法人の方は、名称及び代表者の氏名)

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係 書類を添えて申請します。

Щ

1 補助対象経費の総額

2 補助金交付申請額 円

- 3 添付書類
- (1) 収支予算書(別紙)
- (2) その他必要な書類

次の事項について同意します。 (同意の場合に□にチェック)

- □ 草加市補助金等の交付手続等に関する規則及び草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付要綱が適用されること。
- □ 申請後、市が納税状況を確認すること。

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

収支予算書

1 収入内訳

経費区分	収	入	金	額	備考
①自己資金	円		円	②市の補助金・③他の補助金等 以外としてください。	
②市の補助金				円	
③他の補助金等				円	国やその他の機関等から補助金を 受けている場合はご記入ください。 ()
収入合計				円	=支出合計額としてください。

2 支出内訳

経費区分	支 出 金 額	補助金充当額
段ボール・		【補助金計算方法】 ・(支出合計金額-③他の 補助金等の金額) ×1/2
鮮度保持袋 等の作成及 び購入に要		・千円未満切り捨て(※同一年度補助限度額は150,000円)
した費用		
支出合計	円 (補助対象経費の総額)	円 (補助金交付申請額)

 文
 書
 番
 号

 年
 月
 日

様

草加市長

印

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付決定・否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助 金の交付について、次のとおり決定・否決定したので通知します。

1 補助金交付決定額

円

- 2 交付の条件
- 3 否決定の理由

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業変更等承認申請書

年 月 日

草加市長宛て

住 所

申請者 氏 名

(EJ)

電話・FAX

(法人の方は、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた草加市農産物 出荷用資材作成等支援事業の内容について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、 承認を受けたく申請します。

変更等の理由及び内容

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

年 月 日

様

草加市長

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった草加市農産物出荷用資材作成等支援 事業について、次のとおり承認しましたので通知します。

- 1 補助金額の変更
- 2 事業内容の変更

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業実績報告書

年 月 日

草加市長宛て

住 所申請者 氏 名

(EII)

電話・FAX

(法人の方は、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた草加市農産物 出荷用資材作成等支援補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金実績額

円

- 2 添付書類
 - (1) 作成及び購入をした出荷用資材の写真(「草加」の産地表示が見えること)
 - (2) 業者の領収書の写し
 - (3) その他必要な書類

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。

 文 書 番 号

 年 月 日

様

草加市長

印

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金について、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額

円

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

草加市長宛て

電話・FAX

(法人の方は、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付額確定の通知を受けた草加 市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額

円

補助金振込先口座

銀行	本店	口座番号	
信用金庫	支 店		フリガナ
信用組合	出張所	普通・当座	口座名義人
協同組合	支 所		

 文 書 番 号

 年 月 日

様

草加市長

印

草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金交付決定取消通知書

次の理由により草加市農産物出荷用資材作成等支援事業補助金の交付決定の取消しをすることとしたので通知します。

- 1 取消しの理由
- 2 取消しの内容